

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 濱田 洋

1 日 時

平成29年9月8日（金） 午前10時56分から
午前11時45分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

濱田洋、戸高賢史、志村学、御手洗吉生、羽野武男、平岩純子

4 欠席した委員の氏名

近藤和義

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 中島英司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 九州北部豪雨災害復旧・復興推進計画について及び「九州北部豪雨災害に係る重要な緊急課題に対する要望・提言」に対する対応状況等について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課政策法務班 主任 中川悠

農林水産委員会次第

日時：平成29年9月8日（金）本会議終了後

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

- (1) 平成29年7月九州北部豪雨災害復旧・復興推進計画について
- (2) 「九州北部豪雨災害に係る重要な緊急課題に対する要望・提言」に対する対応状況等
について
- (3) その他

3 協議事項

- (1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

濱田委員長 ただ今から、農林水産委員会を開きます。

本日は、都合により近藤委員が欠席しております。

まず、7月の人事異動で、新たに中島農林水産部長が就任をされましたので、御挨拶をお願いします。

[中島農林水産部長挨拶]

濱田委員長 中島部長におかれましては、年度途中からの就任であります。是非これまでのいろんな経験を生かされて、大分県農林水産業のますますの発展のために御尽力をいただきますことをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、(1)平成29年7月九州北部豪雨災害復旧・復興推進計画及び(2)「九州北部豪雨災害に係る重要な緊急課題に対する要望・提言」について、執行部の対応状況を一括して説明を求めます

中島農林水産部長 大分県水害対策会議「復旧・復興推進計画」について御報告申し上げます。内容の説明に入ります前に、まず農林水産関係の被害状況について説明いたします。

お手元の資料、大分県水害対策会議「復旧・復興推進計画」の32ページをお開きください。

左側の表、農林水産関係の欄に被害状況をまとめております。一番下の小計の行にありますとおり、県全体で4,588件、約93億400万円の被害を確認しており、特に日田市、中津市で大きな被害が発生しております。

分野別では、農業関係が約60億4,400万円と大半を占めております。中でも水田や樹園地、水路等の農地・農業用施設の被害が大きく、54億3,400万円となっております。林業関係では、日田市を中心に林地崩壊や林道被害等で30億5,700万円、

漁業関係では、中津市の小祝漁港で2億300万円の被害が報告されております。

計画本体の説明に戻らせていただきます。

表紙裏のページを御覧ください。7月5日の発災後、県では緊急対応、応急復旧に取り組んできたところがございますが、今後は本格的な復旧・復興の段階に移ります。このため、県では7月14日に大分県水害対策会議を立ち上げ、翌15日には中津市、日田市でそれぞれ市長を始め、市の関係者とともに現地水害対策会議を開催しました。その後も被災市と意見交換を行い、被災現場の状況把握に努め、8月23日に現場に応じた具体的な取組を被災市と連携いたしまして、復旧・復興推進計画として取りまとめました。

計画の構成でございますが、下の目次のとおり、被災者への支援を始め、農林水産業・商工業等への支援、教育施設・文化財等の復旧・復興、社会資本等の復旧・復興、復旧・復興に係る人的・財政支援などとなっております。

このうち、農林水産部に関係については、主にローマ数字Ⅱの1農林水産業の再建、Ⅳ社会資本の復旧・復興の2から4に記載しておりますので、その主なものについて順に御説明いたします。

7ページをお開きください。まず(1)農業者への再建支援でございます。

①にありますとおり、被災後速やかに、県内全ての振興局に施設復旧や運転資金など経営全般に関する相談窓口を設置するとともに、金融支援として、②の上から2番目の白マルにありますとおり、7月6日に今回の災害を特定災害対策緊急資金の対象に指定いたしまして、最大で無利子の資金を用意しました。委員会から提言を頂きました農業共済の早期支払につきましては、上から6番目の白マルにありますとおり、国に要請し、水稻や園芸

施設共済の一部については、既に支払が行われたところがございます。

下から2行目を御覧ください。ここからは③被災農家の負担軽減としまして、復旧・復興に関する財政支援策を記載しております。これらの支援策については、7月補正の専決処分報告及び9月補正予算案として、本日議会上程されており、後日常任委員会で改めて御審議いただきますが、その概要を説明させていただきます。

最初の白マルですが、被災後の緊急支援といたしまして、土砂流入等で被害を受けた園芸産地における土砂の撤去、表土の流出や根が露出したナシ等の樹木に対する施肥など、早期の生産力回復に係る経費について、専決処分により予算措置をさせていただいております。

ページをおめくりいただき一番上の白マル、農業用ハウス等の再建から二つ下の畜産農家への支援まで、これらの事業は、ハウス等の生産施設の建て替えやトラクター等の農業機械の復旧、乳牛の更新などの経費に対して助成するものでございます。関係市町と協力し、国の補助事業等がないものについては補助率を3分の2に、国の補助事業等を活用できるものは補助率を6分の5まで拡充し、復旧・復興をしっかり後押ししてまいりたいと考えております。

また、本事業の実施に当たっては、着手済みのもも遡及して適用したいと考えております。

次に④復旧に合わせた産地強化の取組ですが、ナシ園の移転や農地の大区画化等につきましては、生産者や関係団体からの希望も十分に伺いながら検討を進めていきたいと考えております。

次に⑤の有害鳥獣対策ですが、被災した防護柵の再整備に加えて、本復旧までの間の仮設柵の設置につきましても支援をすることとしております。

(2) 林業者への再建支援でございます。

③にありますとおり、河川沿いの製材所に

おける機械の水没被害や、ほだ木等の流失被害に対しまして、その復旧に要する経費について、農業と同じく最大6分の5までの助成を行いたいと考えております。

(3) 水産業者への再建支援を御覧ください。

水産業につきましては、②のとおり土砂や流木の流入により、中津市の小祝漁港におけるカキ養殖施設に被害が生じているところがございます。カキにつきましては、8月が沖出しの時期であることから、堆積土砂の除去に係る支援を専決予算に計上させていただきました。これにつきましては、除去作業が8月中に完了し、ただ今順調に沖出し作業が行われていると報告を受けております。

(4) を御覧ください。農林水産業者の復旧を後押しするためには早期の売上げ回復も重要でございますので、大消費地の量販店等におきまして、県産品フェア等を開催してまいります。

資料の19ページを御覧ください。中段太文字の農地・農業用施設等の復旧について御説明いたします。

まず(1)の応急復旧です。被災を受けたものの本年度の収穫が可能なものについては、直ちに被災水路の代替となる貸出しポンプの活用等の指導を行うとともに、仮畦畔や波板の設置等の技術指導を行ってまいりました。

(2)の本復旧についてでございます。今回の災害は8月8日に激甚災害の指定を受けましたことから、農地・農業用施設とも95%を超える国庫補助が見込まれ、被災農家の負担が大幅に軽減されることとなりました。

21ページの図3を御覧ください。災害復旧事業のスケジュールを記載しております。表側に災害復旧の流れを示しておりますが、そのうち上から5番目に当たる国の災害査定が9月4日から11月末まで実施されることとなっております。査定後に工事に着手いたしまして、可能な限り来年の作付けに間に合うよう復旧を進めることとなりますが、図4にありますとおり、今回の災害は河川護岸と

一緒に被災した農地も多くございます。これらの農地については、河川の復旧工事との調整が必要となりますので、一部の地域では、農地では復旧が31年までかかることも想定されているところでございます。

3 治山施設・林道等の復旧を御覧ください。

まず(1)の治山施設等につきましては、専決予算において災害査定に必要な調査、測量等の経費を計上いたしました。次ページにある本復旧につきましては、9月補正予算案で所要額を計上させていただいております。

次に林道等の復旧についてです。(3)を御覧ください。

まず①の林道です。林道につきましては9月11日から災害査定が開始される予定ですが、それに先立ちまして、生活道路として利用されてまいりました路線や木材生産等で、利用頻度が高い3路線で崩土除去等の応急工事を優先的に実施いたしております。査定後に本復旧に取り組みますが、規模の小さい林道など国庫補助対象とならない林道につきましても、9月補正において県単独の復旧事業を創設し、復旧を急いでまいりたいと考えております。

次に②の専用道、作業道です。林業の早期再開に向けては、幹線となる林道の復旧後、速やかに専用道や作業道の復旧を行っていく必要がございます。このため、公共事業や県単独事業の補助率を上乗せいたしまして、早期の復旧を後押ししていきたいと考えております。

その下の(4)を御覧ください。災害に強い森林づくりでございます。

県では平成24年の災害を受けまして、流木発生を抑制する事業を創設し、推進してまいりました。その内容としては、流木発生のおそれのある河川や溪流沿いの人工林において、護岸から両岸10メートルを目安に樹木を伐採し、災害に強いとされる広葉樹の自然植生を回復させるという取組でございます。下のポツにありますとおり、今回の災害を受け、これら事業の実施箇所を調査したところ、

一定の土砂流出等は見受けられましたけれども、伐採していなければ流れていたであろう流木の発生を抑えることができたと考えておりますし、切ったあとの根株が近隣の土砂をしっかりとつかんでおりまして、土壌の流失を最小限に抑えていることが確認できました。今後、これらの結果をしっかりと市町村等にお示しし、災害に強い森林づくりを全県的に展開してまいりたいと考えております。

次に太文字の4その他施設の復旧でございます。農林水産部関係では、①にありますとおり漁港施設内に土砂が堆積する被害が生じております。これについては、既決予算による応急浚渫工事により小型漁船の往来に支障のないよう対応しており、9月補正予算案に本復旧に係る経費を計上させていただいております。

以上が農林水産部所管部分でございますが、これら復旧作業を速やかに進めるため、被災市への人的支援も行っております。

26ページを御覧ください。(1)の人的支援の上段の表でございますが、各職種の職員を派遣しております。下の三つが農林水産部関係となっております。農林業の被害調査や被災農家の支援に対して延べ153人の職員を派遣しました。加えて、今後復旧作業が本格化することから、②の表にありますとおり、災害査定等への支援のため、日田市、中津市へ技術職員を引き続き派遣しているところでございます。

計画の説明は以上でございますが、今後はこの計画に基づき、関係部局が連携するとともに、国や被災市とも協力いたしまして、迅速な復旧・復興に向けた取組を着実に推進してまいります。

また、今回策定した計画内容につきましては、今後の復旧状況に応じて随時見直すとともに、大分県水害対策会議で、その進捗管理を行うこととしております。

農林水産部といたしましても、生産者が安心して農林水産業に取り組んでいけるようサポートしてまいりますので、委員の皆さまに

おかれましても、早期の復旧・復興等に向けて、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議会からの緊急提言に対する対応状況につきまして、関係課室長から説明申し上げます。

東光農村基盤整備課長 お手元の資料、「九州北部豪雨災害に係る重要な緊急課題に対する要望・提言」に対する執行部の対応状況等についてを御覧ください。

農林水産部の対応状況についてまとめております。まず、1ページの農林基盤の復旧に向けてでございますが、日田市、中津市等の被害調査対応への支援といたしまして、これまで延べ71人の技術職員の派遣を行っております。

今後本格化する災害査定につきましても職員派遣等の支援を行い、11月末までに完了させることとしておりまして、一日も早い復旧に向けて、市町と連携して取り組んでまいります。

また、河川沿いの農地の復旧に当たりましては、施工方法や工程等について河川管理者や地元農業者等と綿密な調整を行いまして、早期かつ効率的な事業実施に努めてまいります。

森迫森林整備室長 災害に強い森林づくりについてですが、県では24年災害を受けて、河川や溪流沿いの人工林については、森林環境税を活用し、林地崩壊や流木の発生を防ぐため、伐採により広葉樹の自然植生を回復する対策を進めてきました。

今回の災害被害状況調査の結果、一部の対策事業実施箇所においては、伐採による直接的な流木抑制効果に加え、根株による土壌保持効果が確認されたことから、今後、こうした効果を市町村に示し、林内路網の整備による間伐の促進等と併せて、河川沿いの樹木の伐採など災害に強い森林づくりを全県で展開していきます。

安藤農林水産企画課長 2ページをお開き願います。二つ目の提言に対する回答でござい

ます。

まず、今後本格化する災害査定についてですが、これらについても職員派遣等の支援を行いまして、11月末までに完了させることとしております。1日も早い復旧に向けて、市町と連携して取り組んでまいります。

次に災害対策事業についてです。農林水産部では、被災後直ちに相談窓口を振興局に設置するとともに、被災程度により最大で無利子となる大分県特定災害対策緊急資金を発動いたしました。

また、早期営農再開に向けた緊急支援といたしまして、7月専決予算において園芸産地緊急支援事業を創設し、土砂の除去や樹勢回復のための客土等について支援をするとともに、9月補正予算案では本格的な復旧に向けて、園芸ハウス、農業用機械、畜産施設、しいたけ生産施設等の再建及び果樹の改植経費等に助成する農林水産業施設等復旧支援事業に加えまして、鳥獣害防護柵や林業作業道、治山施設の復旧経費などを計上しております。

なお、これらの事業においては、復旧の取組について、発災以降の着手日に遡って支援対象とするなど、きめ細かな対応を行いたいと考えております。

共済につきましては、早期支払を要請しておりまして、ハウス等の園芸施設に係る農業共済については、7月31日に7戸20棟分を支払済みでございます。また、水稻に係る農業共済については、収穫皆無と認定された34戸、8.6ヘクタールの耕地に対しまして、8月31日に100%の率で仮渡しを実施しており、その他の被害についても早期支払について準備中であると聞いております。

林道にきましては、生活道として利用される路線や、木材生産等が盛んで利用頻度が高い3路線で、崩土を除去する応急工事を優先的に実施してまいりました。その他の路線につきましても、9月15日までに災害復旧事業対象のうち61路線で応急工事に着手する予定でございます。

なお、県道等土木建築部管理の道路につい

ては、現在通行止めの箇所はなく、大型車の通行も可能である旨を確認しております。

堤工事技術管理室長 三つ目の提言でございます。農業関係工事の歩掛や単価については、土木建築部と統一したものを使用していることから、個々の経費につきましては遜色はないものと考えております。御指摘の契約不調等が生じることにつきましては、小規模な災害復旧工事箇所の点在や急な地形勾配など、土木関係工事に比べ不利な施工条件が要因と分析しております。

このため、今回の災害復旧工事に当たりましては、市町に対して仮設工など必要な経費の計上方法や、建設業界の受注状況も踏まえた工事の合冊・分冊などの発注規模について助言をするとともに、技術職員の派遣など直接的な支援も行い、早期復旧につなげてまいりたいと考えています。

以上で対応状況に対する説明を終わります。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

平岩委員 基本的なことをお伺いします。知事の提案理由説明にもありましたし、今も説明されたんですけど、果樹等の改植という言葉が使われています。改植というのは改めてまた植えると捉えていいんですか。違うものを植えるとか、植える場所を変えとか、そこを教えてください。最後に説明された小規模な災害復旧の不落札についてですが、もう実際にそういうことが起きているのかということも教えてください。

勝本園芸振興室長 改植というのは、今植えているが耐用年数が来るような木を新しい木に植え替える、また新しい品種に植え替える。要するに時代の品種、要望じゃなくなったときに最先端の品種に植え替える、要望のある品種に植え替えると、そういったことを指した言葉でございます。

堤工事技術管理室長 今の不落札の状況でございます。まだ、この災害復旧工事につきましては、災害査定という制度を通じまして、今査定中、見積り中でございます。今後、こ

の査定の見積りが終わりましたら発注という段階にまいります。それまでは発注することにはございませんので、不落・不調についてはまだ発生しておりません。

平岩委員 改植というのは、今回大きな被害は遭わなかったけれども、もう年数が来て植え替えるということも含まれていると。

勝本園芸振興室長 園地で被害を受けているところはいろいろと違いがあるんですが、例えば、果樹の木が折れた場合、それではもう生産できませんので、そこをもう一回取って新しいものを植えるという、そういうことが復旧で使われる改植のイメージだと思います。

今回、果樹関係につきましては、小野地区を中心にかなりの被害が出ているということで、今後、これはナシ部会全体のテーマとして今検討されているんですけど。

平岩委員 分かりました。ありがとうございました。

中島農林水産部長 基本的にはナシの被害が起こって、樹体が損傷してもうこれは使えないとなったものを、場合によっては別のところに植え替える。あるいは、もしここの園地をきれいにできれば、そこにまた植え替える、そういったところを今回指してございます。

御手洗委員 流木によって大きな被害が出ている中で、先ほどの説明で、被害を起こさないための対応をしているということですが、これは、広葉樹を自然林のところに生えさせるということなんですか。

森迫森林整備室長 御指摘のとおり、針葉樹を切った後に、自然植生を生かして、広葉樹が生えてくるのを期待しているというものでございます。

御手洗委員 確か5年前の災害のときもこういう論議をしたかとは思いますが、そのときに取り組んだ結果が今回の災害に出ているんですか。

森迫森林整備室長 山国川流域において、ここ数年間で1千立米以上の伐採をしてきました。その関係で、今回の山国川河川事務所等の聞き取りによりますと、ほぼ丸太が流木化

して流れていくという現象は確認されませんでした。また、山国川の下流の港においても今回はそういう事案がなかったということで、それなりの成果が上がっていると考えております。

御手洗委員 そういうことであれば、いつ起きるか分からない災害ですので、県下の関係各地も含めてそういう指導をしていただいて、流木による二次災害ですかね、そういうことが起こらないような取組を是非早急にやっていただきたいと思っております。

それともう1点。8ページの⑤なのですが、この防止柵のネット、これは10分の9の補助になっています。あとの10分の1はどこがどうやって持つんですかね。

吉野審議監兼森との共生推進室長 これにつきましては、24年災と同じ仕組みなんですけども、負担9割ということで、残りについては農家負担ということにしております。

御手洗委員 確かこの防護柵は個人の所有じゃないですよね。县市町村の所有物になっているわけですがけれども、そののところを関係農家に持たせるんですかね。

吉野審議監兼森との共生推進室長 御案内のとおり、県単事業で設置したものについては農家の所有としております。国庫事業の交付金を活用したものにつきましては、農家負担の軽減を図るというようなことから、市町村で協議会をつくりまして、そこで資材を購入して、農家に貸与するという仕組みでございます。

ただ、設置費用につきましては農家が行うということで、実質的には金銭的な負担はなくやっているんですけれども、実際農家の所有というふうなものになっておるといふことと、そういった認識をしております。

御手洗委員 再確認。農家の所有ということなんですか。

吉野審議監兼森との共生推進室長 先ほど言いましたように、協議会の所有ということでございますけれども、農家には貸与しているということでございます。

御手洗委員 ちょっと分かりにくいんですけども、やはり所有は農家のものではないんですよね。要するに被害がなくなったから撤去するということは不可能なんですよ。個人的な所有ではないということなんですよ。

吉野審議監兼森との共生推進室長 個人的な所有ではないという、先ほど申し上げましたとおり、負担軽減を図るといふような趣旨からそういった制度になっております。

御手洗委員 そういうことであれば、災害によって被害が出ているわけですから、そのところは部長、しっかり農家負担がないような形での取組を是非お願いしたいと思っております。お答えはいいです。

羽野委員 要望・提言に対する対応状況の2ページの一番下、インフラ整備の関係で、林道の災害復旧が61路線で応急工事に着手ということ。災害復旧事業の対象路線が幾つあるか教えていただきたいと思っております。

被害状況の表を見ると、林道の被害箇所が504とあります。504のうち対象にならないのはどのような場合があるのか、教えていただきたいと思っております。

樋口林務管理課長 対象路線数は日田と中津で87路線でございます。今回災害が起こっているのは日田、中津ばかりではなく、ほかのところも入れて504ございまして、490か所ぐらいが日田、中津分になります。

今回、災害査定以外の部分につきましては小災害ということで、市の単独事業で対応いたします。林道災害40万円以上が国庫補助対象になりますけど、13万円以上の分につきましては地方交付税の措置がありますので、実質的には、市自体は1割程度の負担になるようでございます。

戸高副委員長 農業機械のレンタルやリースの場合の補助率、それも同じ適用になるのかということ。それと職員派遣なんですけど、大分県から入って、これから農林が4名体制でいくということなんですよけれども、例えば、市町村や他県の日田市の受入れはどうなっているのかなということ。要するに、ほかの県

からも出向でどのぐらいの体制で今されているのかということですね。

それと、もう1点、基本的なことをお聞きしたいんですが、例えば、農地の場合の応急復旧であれば、収穫時期を迎えて、それが終われば本格復旧という形で、その間査定されるんですかね、ちょっとよく分からないですけど、林道等の応急復旧をした場合、その後に査定後の復旧をしていくのか、その流れがはっきりよく分からなくて。応急復旧のまま、ずっと24年災の場合もやられている林道等があるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

光永農地活用・集落営農課長 農業用機械のリース、レンタルの補助率についてお答えいたします。8ページに記入しております農業ハウスと農業機械の助成につきましては、被災したものを新たにまた購入するもので、この補助率になっております。リース、レンタルにつきましては、別途国庫事業がございまして、補助率2分の1で実施できるようになっております。

安藤農林水産企画課長 人的支援の関係でございまして。復旧・復興計画の27ページをお開き願います。左側に県職員の関係を書いております。右側の27ページに市町村職員等の状況を書いております。

各市町村からの派遣でございますけれども、農業土木関係につきましては上の表にございますように、今、4名来ていただいております。そのほか、次の③の表でございますけれども、他県からの職員という形で、農業土木、林業関係として西部振興局、日田市の方に各2名ずつ御支援をいただく予定でございます。

樋口林務管理課長 林道の応急復旧のことについてお答え申し上げます。林道の災害復旧事業には、本復旧の前に仮に道路の交通を開放するために土砂どけ等の簡易的な復旧が制度として認められております。これにつきましては、ちゃんと測量をして災害査定のときに応急仮工事ということで申請できる制度もありますので、補助事業としてできる場合と、

市が測量の手間を惜しんで仮に市の単費でどうしても場合と両方ありますので、大きいものにつきましては極力国庫補助の対象になるように、ちゃんと測量するように市には指導をしているところであります。

濱田委員長 いろいろお伺いをしましたけれども、今回は、対応の仕方、いろんな配慮が随分よくなったなと感じております。しかし、天気図を毎日見ているんですが、いつも台風がどこかにあるんですね。例えば10月いっぱいぐらいまでは台風シーズンですけれども、またやられる可能性は十二分にあると思いますし、今日の知事の表明でも、改良復旧をやられたところは被害が少なかったということで。これからは今まで経験したことがない雨量とか、風とか、そういうものが本当に予測されるので、今後の工事やいろんな対応については十二分にそういう点も考慮してやっていただきたいなと思っております。

まとめとして、部長に見解をお伺いしたいと思います。

中島農林水産部長 先ほどの議会の中で、知事の方から、改良復旧に取り組んでいくというお話をさせていただきましたけれども、現場でもそういったことを徹底してやっていこうと思っております。ただ、国の制度も改良復旧何でもオッケーだよとはなってございませんので、その辺は現場でしっかりと、何ができるのかとかいうところを確かめながらやっていくということが大事かと思っております。

もう1点、改良復旧という延長で、創造的な復興というか、例えば、ナシ園をこれからどうしていくんだという中で、単なる復旧ではなくて、新たに日田のナシがこれから産地の拡大、強化に向けて今回単なる被害で終わらせないために、新たな投資、どういうことができるのかとか、大鶴地区でも葉物野菜がだいぶ被害を受けましたけれども、そういったところで今後どういうふうなことができるか、そういったことも、今回の復旧・復興推進計画の中にはっきりとは位置付けてはおりませ

んけれども、また来年度予算に向けてそういったところも、しっかりと地元等も含めて、生産者も含めて一緒になって検討していきたいと思っております。

濱田委員長 よろしく申し上げます。

ほかに質疑もないようですので、九州北部豪雨災害関係の説明を終わります。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別がないようですので、これを持ちまして農林水産部関係の説明を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔農林水産部退室〕

濱田委員長 これより内部協議に入ります。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別がないようですので、これを持ちまして委員会を終わります。